

## 住宅の熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税の減額措置について

令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間に、既存住宅において一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、当該家屋の翌年度分の固定資産税が減額されます。

### 1 対象となる家屋

- I 平成26年4月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅は除く)
- II 当該住宅の居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること
- III-1 次に掲げるイの工事、またはイと併せてロ～ニの工事を行い、その工事に要した費用の合計が60万円以上であること  
(国又は地方公共団体からの補助金等を除く)
  - イ. 窓の断熱改修工事(必須)
  - ロ. 床の断熱改修工事
  - ハ. 天井の断熱改修工事
  - ニ. 壁の断熱改修工事
- III-2 上記のイの工事、またはイと合わせてロ～ニの工事を行い、その工事に要した費用の合計が50万円以上かつ、次に掲げるホの工事を行い、その工事に要した費用の合計が上記と合わせて60万円以上であること
  - ホ. 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置  
(国又は地方公共団体からの補助金等を除く)
- IV 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること
- V 現在、他の固定資産税軽減・減額措置を受けていないこと  
(ただし、バリアフリー改修に伴う減額措置と併せて適用することは可能)
- VI 改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下であること  
※令和8年3月31日までに改修が行われた場合は、50㎡以上280㎡以下であること

### 2 減額される期間及び割合

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を3分の1減額  
認定長期優良住宅に該当する場合は、固定資産税を3分の2減額  
(ただし、対象となる床面積は、1戸につき120㎡までに限る)

### 3 申請方法

改修工事完了後3ヶ月以内に、下記の書類を提出

(3ヶ月を経過した後に提出する場合には、申告書に理由を記入)

I 住宅の熱損失防止改修に伴う減額申告書

II 納税義務者の住民票の写し(公簿等により確認できる場合は省略することができる)

III 増改築等工事証明書

(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険  
法人による証明書)

IV 改修工事に要した費用を証する書類(工事明細書、領収書等)

V 建物平面図

VI 認定長期優良住宅の場合には、該当することが分かる書類

VII 補助金を受けている場合

補助金の交付決定をうけたことを確認できる書類